



第8回國際道路會議報告(其3)

編 譯 源 川 豊 一 郎

註 譯 大 石 義 郎*

第2部 使用の取締及行政

第3議題

道路に於ける交通事故

- A 統計表の基準と國際的統一
- B 事故原因の考究方法並に其の軽減の方法

一 般 報 告

(佛國統計局通商貿易部副主任 J.J.Hanrath氏執筆) 報告書に擧げられた二つの問題の關係を簡潔に述べることは容易でないので一般報告では次の題目に分けて取扱ふことにしやう。即ち

- I. 國際的に比較し得る報告を作るためには如何にして道路交通事故統計の編輯を統一するか。
 - II. 斯くして得た報告を利用して道路交通事故を軽減し得る有効な方法を如何にして定めるか。
- I に述べた議題を更に考究すれば次の細目の問題となる。
- I.a. 事件を定めたり、事件を統計する時の國際的統一。
 - Ib. 同様の又は一致した方法によつて得る結果が國際的に比較される様な基準を作ること。

結局 I.a. の細目問題は分類されて次の重要な議題となる。

- I.a. 1. 道路交通事故とは何か。
 - I.a. 2. 如何にして道路交通事故を觀察し基礎として記録するか。
 - I.a. 3. 如何にして道路交通事故が統計上別され集類されるか。
- 上記の問題に關して提出された各國の I.a. 2. に關する主旨及統計上の應用に就て少異つてゐる。一般に道路交通事故の觀察方の警察當局が行つた。之の事實に對した事は統計の完全さが警察網の密度さ如くなる事である。即ち一國內に於ては地方的に國に於ては國際的に其の密度さが相異なる。又年々のデータと比較するに當つては起つた交通事故の數の内には其の原因が異なるものが出てくるのである、全く警察網の密度が同一であることは絶対に不可能な事である。がどの點に於ても比較出来る報告を造るには二つの方法がある。一方法として、ポーランド報告では凡ての道路使用者の助力を仰いで觀察せられる。然し上述の報告によると助ける事は現在の交通訓練と公共心では餘り望めない。米國の大部分に於ては重大な事起した運轉手は法律によつて強制的に其の報告することになつて居る。他の方法は種類によるとか、結果の重大さによるとかへば死傷の場合のみに限ると云ふ風にしてすべき事故を嚴密に區別することである。

乙の報告と國際會議委員會の提案を参照され
い。

區別を定むることは後述の理由により絶対に
めなければならぬから I.a. 1. に關してこの主
の成案を得る爲め觀察には廣く民衆を参加さ
ても今迄は殆ど實績を得られなかつた。それ
に一般に地方の警察當局によつて觀察し必要
らばオランダのマルハウゼーの如く州警察と
兵の助力を得ることや、出来るだけ多くの事
を觀察しその性質と結果の如何によつて得た
料を纏める時區別をつける方法がよい。この
察の觀察は各事故別に一定の基準に基き出来
だけ多くの型で記録すべきで、之は殆ど何れ
國も實行した。

一般にこの方法で得た基本材料を中央に集め
纏める事は望ましいことと思ふ。オランダの
張する様に上記の統計は各中心別に作ること
ち都市と隣接都市に於てとか、同性質の交通
有する道路によつてとか、工業、商業等の特
の中心でなすべきといふ地方が中心となるの
一般の報告が希望してゐる特質に従つて纏め
こと何れが望ましいか判然としな。各國
は中心統計の原則として道路交通事故統計を
めるのが通例で又このことは道路整理の任に
る團體と密接な協同をしても出来る。この方
は統計を一定のものとし、立派に纏め上るも
として推奨されるが、現今の道路交通事故統
の探究には次ぎ次ぎと資料が提供されるから
層有效なるものとなる。

一般に各國の報告は I.a. 3. に充分重きをおい
。即ち原因の決定に關する問題で道路交通事故
の原因とその原因による分類を主とした問題
どの場合に於ても道路交通事故の原因と云ふ

本質的統計觀念に充分な見透しがあるか否かと
云ふ事になる。今こゝでは獨乙とデンマークの
報告で分る様に 1 次的原因と 2 次的即ちより根
本的原因との差異を論じたり、原則として刑
罰の問題が道路交通事故統計の基本でなく又
あるべきでないことを指摘することは目的では
ない。只遅延を避ける爲めとは云へ、統計が警
察當局の報告によつてのみ作られてゐるが、判
決は比較的稀にしかない。事實統計に記録する
原因は事故の性質とか事故の起つた狀況に就い
て調べなければならぬ。一方事故の避け得られ
ぬ場合といふものは特別に困難な事情にあるこ
とは否定出来ない。即ち道路交通事故と飲酒と
の關係の解決とか交通事故に包含されるものと
事故による刑罰との區別をつける場合等である
(オーストリアの報告を参照) この困難はポー
ランドの報告で提唱された方法では解決されぬ
この報告に於て事故を記述して事故の原因とす
ることがよいか否か問題となつて来る。唯一の
解答としてはオランダに於て問題をこの方法で
解き、而も實際に當りオランダの統計家は同様
の困難に直面してゐることと分る。

上述の原因と云ふ觀念に關しては、一般に不
明瞭である爲め各國では廣範圍に且變化のある
原因の内容を記述するので纏めた結果を國際間
で比較するのは非常に困難である。それでこの
事に就いてもつと統一することが必要である。
先づ雑誌「交通と運輸の組織」1937年5月28日
発行の1937年版8巻「道路交通事故統計」の統
計會議報告に掲載された「事故に就ての豫想又
は明瞭な原因」を例記することを提出したいが
今の所例記することは實用的にする爲めには詳
述すぎると思はれるかも知れぬ。(獨乙の報告書

参照) 然しこの様な報告は交通事故の性質と結果及事故の生じた状況を了解する爲め出来るだけ多く集めて欲しい。

大抵の報告は I.a. 2. と I.a. 3. を充分に取扱つてゐるが何が交通事故であるかに就いては一般に非常に簡單である。I.a. 2. の如く觀測の範圍を定めたり觀測に係りある實際上の理由即ち重大な事故又は致命的のもののみとか、自動車とか同様のものみの事故に限るとかは問題とならぬ。但道路事故を起すものは如何なる特徴か、根本的問題である。國際道路會議の報告書に提出された式はこの點だけでは外見的に精確であるといふよりこの式によると如何なる種類を問はず車と云へば自轉車、荷車、馬車、人力車迄も含んで公共用道路に起る總ての交通事故につき報告が必要となる。

獨逸の報告者が彼の意見として述べて居る處を共儘擧げれば、道路交通によつて怪我をしたり死亡したり又は破損の事件が起つた時夫れが所謂交通事故であると云つてゐる。オーストリアの報告は道路交通に於て即ち街路とか通路に於て人又は物による運轉行爲が事故を起こした時は統計に取扱ふべき事故と認めるといふ考へである。道路交通によつてとか道路に於てとか云ふ言葉はやゝ莫然としてゐるがデンマークの報告による考へ方は、この二つは對立してゐることを明かにしてゐる。この最後の報告では事故は交通による道路の使用と直接に關聯してゐると云つてゐる。

ポーランドの報告に述べてゐることは一般の報告者には正しいと思はれてゐることである。即ち事故は通行の用に供せられる道路上に起るといふのは勿論だが、但し次に引用する例には

適用されてはならない。例へば馬鹿者とか者を避ける爲め自動車が側溝に乗上げたり行者が動き出した車に乗らんとして轉倒すか其の外同様のことに對して起る事故は事故の中には入らない。相互に對立するといつの見方は次の如きことである。即ち事故通取締者即ち警察當局及び交通技術者即ち建設者側より見られる場合で、例へば自轉りが自分の未熟の爲め又は不注意から自轉ら落ちて、怪我してもこの兩者には全然關ない。この見地より、交通に關係ある行爲つて事故が起る時のみ交通事故が起る、こへから交通機關と交通といふ行爲の局部的集と一致が聯想される。

然し事故は道路の種類とか多くの交通機一時に集散する爲生ずる局部的の混雜さもなく、何れもが競り合ふといふ危険からあることがある。この見地は交通の保證者からである。上述の主旨により交通事故觀測のは非常に縮められ又擴げられもする。統計來るだけ多くの目的に用ひられる様、あるが定められなければならぬ(獨逸の報告書參規約が取り定められず只行はれてゐる許りどんな道路事故の統計を比較しても無駄である。それで會議ではこの規約を作ると云ふ計畫を提出したい。この間にあつて出來り多くの交通事故を記録することは望ましい

一方に於ては道路交通事故統計を國際的に比較出来る様に即ち交通事故といふ觀念の解明さへ、殆んど注意しなかつた一般の報告者があるので尙一層の努力をしなければならぬ。若統計の基準に就いて國際的に完全に一致する長年月努力しても、オーストリアの報告の様

家の法律による交通取締には各々異なる觀念がある爲めこの事は出来ぬと疑問視してをるが、各國で交通事故の同種の原因、状況、結果が同じ方法で應用されても三つの條件が生じて來る。之は全く國際的比較に效果ある必要條件である。

第1條件としては一定の必要とされる報告が國で定期的に公表されなければならぬことである。それ故に國際會議の報告では上記の報告型として損傷を與へた個々の事故を記入するとは望ましいが、損傷の爲めに死に至つたとふ様な事故を單に記入することであつても止むを得ぬが、この原則と基本材料の原則以外に種々の統計を作ることが望ましい。義務として記入すべきことは道路交通事故の數、自轉車の數、死亡したり怪我をした人數の報告、事故の性質、原因を生じた状況に対する報告等にかもし必要なら本質的のものに限つても良好な報告を少くも5年毎に發表しなければならぬ。

會議では國際會議の報告に提出された計畫は採すべきで、もし忠言するとすれば獨逸で發表する様に統一した交通事故統計の發表は非常に明細な示方を義務的に作つて居るが觀測期間を限つてすべきでないと言ふことである。

國際的比較に効果ある第2の條件は根本として凡ての結果を集めこの標準によつて協力國へ分配することを提案してゐる。ポーランドの報告では關係局より國際道路會議の分科會へ報告を提出しこの分科會は報告の取りまとめに努力を盡し迅速に之を發表する事を提案してゐる。

此等の結果に關聯する事故を矯正する方法は國際的に研究するために此等中央に在る道路交

通事故統計會の會員である國々に注意を喚起されねばならぬ。會議ではこの點に關して意見を提出する積りである。

最後に効果ある國際協力に對する第3の條件は實際に比較出来る量を比較出来る様にするのである。この事を可能とさせる大事なことは一部分は統計それ自身の範圍内にある。即ち絶對的に都市と田舎で起る事故の區別をつける必要がある。斯うすることによつて同時に警察網の非常に相違のある密度による困難さが幾分除かれる。

然し結果を判斷するのに種々の國の交通状況即ち經濟組織、人口の密度、氣候、運輸力、動力化の程度、道路網の延長及密度、道路補修及路面の性状、民衆の交通整理に對する自覺、道路運輸の状態及回数等の相違を考慮することは相等に重要である。之等の多くの要素を表はす式を如何にするかは詳細に調査する積りはない。この點に關する探究は以前に済んでゐる。國際統計協會によつて強調された忠言に關聯してオランダは次の如く斷言した。即ち人口、1年の平均走行杆に關係のある自動車數、及道路の延長又は面積が若し相互に關聯してゐるとすれば各國間の交通事故の頻度が比較出来る。一般に交通事故の頻度は人口、車輛數、走行杆に正比例し、國の面積、道路の延長又は面積に逆比例すると云はれてゐるので次の式が考へられる。

$$C = p \frac{(人口)^m \times (車の走行杆)^n}{(國有面積)^p \times (道路延長又は面積)^q}$$

上式に於てCは事故係數、pはある一定の緩和係數

m,n,p,q は人口其他の要素により定められる指數である。實用的の方程式を作ることは未だ國

際間に論議中で、この論議は科學的統計を作る特性の中第一位に屬するもので然も交通の頻度は上記の式に於て重要な役割を持つ様になるであらうと云つても早過ぎることはない。道路上の交通觀察の現場に於て殆ど凡ゆる事を爲すことが出来る。故に會議では交通調査に關する基本的の問題及夫れが國際的に比較し得る方法等に就て次の第9回の國際道路會議には取扱はれたいと云ふ希望を述べる様提案する積りである。それは交通調査それ自體が重要であると云ふばかりでなく又特に交通事故統計の結果をもつと正確に判斷せんが爲めである。

交通事故統計と交通事故の數及程度を限定する方法を工夫することの間には2重の關係がある。即ち公私の關係と云ひ得るかも知れぬ。此の點に關する統計の公的關係とは危險の程度の觀念を與ふことに在る。それで先づ第一に數字で或は他の方法で之を發表する事が大切である。この發表は教育上の影響就中恐怖心を起す作用をなすから特に最近の現象を例示すべきである。それに就て一年といふ期間は發表の區切れとしてよく、更に原因の判定と刑罰の問題に就て事故に關聯し凡ての結果と共に未だ世人の記憶に在る内に出來得る限り速かに發表すべきである。之れに就ては各國或は各都市では現に短期間主として3ヶ月位毎に大體の狀況を發表して居る。最近各國は臨時統計として1ヶ月又は時として1週間毎に編輯し始めた。

此の臨時統計と一般の交通事故統計とは分ける方がよい。それは一般に認められて居る通り短期時に毎週發表することは、結果を判定する原則に従つて作る正確な發表とは根本的に矛盾してゐるからである。例へば獨乙では臨時統計

は1936年1月1日以來週毎にオランダは195月以來1月毎に編輯され、この統計は一般計と無關係に基本材料によつて作られてお

發表された報告及一定した一般的の交通原則より見て交通教育は多數の國に於て進た。有効適切な提案も屢々述べられてはるが、今こゝで各國の報告に擧げられた方法々披露する要はない。然し乍ら各國政府が各地方に存在する安全協會に助力する様、小學校に於ては強制的に交通安全の教育に注ぐ様にすれば結局交通訓練は發展し交通は向上するのであるが、さうなる様に會議が其れ等の努力に道義的支持を惜しまぬことを希望して止まぬ。

此の外に交通に關する確たる有効な刑法罰ることと道路及道路交通に關する充分なる罰は非常に重要なことであるが、之等の問題々報告で充分な批評を加へてゐるから、會議は意見は陳べられないと思はれる。例へば報告中に在る、即座に罰金の通告をすると危險を生じた本原か否かの問題は判定した結果によつてのみ定まるからである。

交通事故統計作製上特に重要なことはある所で起つた事故を出來得る限り速かに其の場々の狀況に即應した調査をすることである。事の回数に於て明である高速と緩速交通の差につき統計上指示されなければならぬ。例へば轉車交通とその代表的事故についての如きものである。何處で何時或る一定の豫備調査が何處で行はれたか、又其等の調査は如何なる質を有するか例へば一方交通であつたかどうか又其處には道路照明がどうであつたか道路造や線形其他が改良されて居たかどうか等

ることは交通事故統計の特殊な仕事である。一方では交通経済と他方では高速交通の自由、總ての交通の安全との均衡保持は充分に検討されなければならぬ。それは又統計上から考察する必要がある。それ故に結局交通安全の問題は同時に費用の問題となり、この問題は公共の利益より見て具體的の場合に付いて考へなければならぬ。オーストリアの報告に述べてゐる様に道路利用者の現在の社會が未來の交通社會の運命を支配するのである。之を達成するためには道路交通事故を軽減せんとする道路使用者の意識及全ての人の責任感を教養し、政府は交通安全の爲め出來得る限り適切なる技術的及法律的の根本策を樹立せねばならない。例へば道路の近代施設及保護、凡ての道路使用者に對する法典、或は眩惑を感じしめる様なヘッドライトの如き細目の問題に關する有効適切なる取締り等が之れである。

結 論

以上の要點を繰返すと次の結論となる。

- ・ 交通事故とは如何なるものかと云ふ事關して協議することを望む。
- ・ 交通事故の觀察は各地方の警察當局が爲し各觀察は夫れ夫れ統一した一定の型式に記録し尙斯くして得られた基本的材料は中央で纏めて整理することを望む。
- ・ 交通事故の原因なる意味に關して多くの場合に存する目撃の差異の爲め各國の統計に用

ひられた原因が非常に隔りのあることが屢々である。夫れ故道路交通事故統計統一委員會 1937年8月 C.276. M179 報告にある「事故の豫想又は明白な原因」を先づ會議當局が採擇することを望む。

4. 強制的規約を設けた場合強制的分擔が簡単に述べられる程の時間中に國際的協力が得られるならば交通事故統計の結果を少くとも年 1 回發表するといふ 3 に述べた國際會議委員會の意向に充分なる援助を會議が與へることを望む。
5. 會議では國際統計委員會又は國際道路會議の何れかによつて編輯された交通事故統計は中央に集めることが望ましいと云ふ意見を發表すべきである。
6. 基本と交通調査基本事項及國際的比較の問題は第 9 回の國際道路會議に於て問題とすることを會議で決定することを望む。
7. 會議に於て各國が出來るだけ多くの地方交通安全組織事業を支持し小學校では強制的に交通安全の教育を誘導する様考慮を拂はれんことを希望する。
8. 各國に於ては交通事故の回数と其の損害程度を軽減する爲め非常な注意が拂はれた。會議では發表された報告により充分な意見を交換して道路の交通状態を改善し交通教育の水準を高め、交通事故の回数と其の損害の程度を著しく減少させる様な公衆道德の向上を齎す様努力されんことを望む。